

第1回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称		第1回教育委員会臨時会議事要録
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和7年1月28日 午前10時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	金子 智雄（教育長）、 新井 裕（教育長職務代理者）、大澤 誠、岩井 由美子、富士原 紀絵
	その他	教育部長、庶務課長、教育施策推進担当課長、学務課長、学校施設課長、放課後対策課長、指導課長、教育センター所長、図書館課長
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係員
公開の可否		一部公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開の場合は、その理由		報告事項第4号は、個人が特定され得る情報を含むため非公開とする。
会議次第		第1号議案 豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例の立案請求について（庶務課） 第2号議案 組織改正について（庶務課） 第3号議案 豊島区附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の立案について（図書館課） 第4号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の立案請求について（指導課） 第5号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の立案請求について（指導課） 協議事項第1号 令和6年度 幼稚園修了式、小・中学校卒業式祝辞（案）について（指導課） 報告事項第1号 令和7年度周年記念式典の日程について（庶務課） 報告事項第2号 令和6年度第3四半期における後援名義使用承認について（庶務課） 報告事項第3号 「小1の壁」対策の実施について（放課後対策課） 報告事項第4号 令和6年度学校におけるトラブル・事故について（1/8～1/20）（指導課）

休憩時間：00：00

終了時間：11：55

第1回教育委員会臨時会議事要録

開催日 令和7年1月28日

開催場所 教育委員会室

事務局)

委員の皆様おそろいでございます。

本日傍聴の方、1名いらっしゃいます。

金子教育長)

1名。分かりました。

それでは、第1回教育委員会臨時会を開始させていただきます。

本日の署名委員をお願い申し上げます。新井委員、大澤委員、宜しくお願いいたします。

次に、本日、非公開による審議とさせていただく案件の確認をさせていただきます。第1号議案、委員の定数を定める条例の立案請求、それから第2号議案、組織改正について、第3号議案、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、それから、報告事項の4号、令和6年度のトラブル・事故についての4件であります。まず、最初の1、2、3号につきましては、今回の教育委員会の議決を経まして、その上で議会にて上程され、公開情報となるという案件でございますので、本日は非公開による審議といたしまして、議会上程後、公開案件として扱わせていただく、時限秘ということでございます。

それから、報告事項4号につきましては、いつもの通りですが、個人が特定され得る情報を含むため、非公開とさせていただきたいと存じます。

ご異議ございませんでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

それでは、4件について、非公開とさせていただきます。

本日、傍聴1名ということでございますので、宜しいでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

では、お入りください。

<傍聴人入場>

(1) 第4号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の立案請求について

(2) 第5号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の立案請求について

金子教育長)

それでは、参ります。まず議案の順番が違いますが、第4号議案から始めさせていただきます。

第4号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の立案請求について、説明をお願いいたします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりましたが、一旦ここまでお諮りしましょうか。

ご質問、ご意見ございますか。

今、改正の対象になっているものには懲役ということはありませんが、禁錮という言葉が拘禁刑に変わるということでございます。

宜しいですか。

内容は変わらないということでございます。言葉の使い方を現行に合わせるということでございます。

それでは、本件については了解をさせていただきたいと思います。

(委員全員異議なし 第4号議案了承)

金子教育長)

実は、人事委員会からの手続が間に合っていない関係で、本来ならこのタイミングで出したかった案件がありました。それが幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の立案請求についてでありましたが、これについても可能ならば、こうではないかという内容を書いてありますので、説明してもらえますか。参考資料ですね。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

始期がいつまで取れるかということと、今説明があったように、対象が広がるのではありませんか。それから、介護休暇のところも同じですか。

対照表の中の18条の4などは新設ですね。介護休暇の関係では改正はありませんか。内容の変化はないですか。

指導課長)

新設のみです。先程申し上げた、超勤のところに関しては、対象年齢と、内容として看護等というところが変わるということです。あとは新設という形になります。

金子教育長)

正式なものは規定集もあります。

指導課長)

そうです。

金子教育長)

説明が足りないようですが、新たな条文の方の18条の4、それから18条の5が新設になるということですから、内容からすると、介護を必要とするに至った職員に対する意向確認をせよということが書いてあるようですね。それから、介護両立支援制度というものが背景にあるようです。そのようなものが充実するというように見てとれます。

18条の5では、勤務環境の整備に関する措置ということで、介護両立支援制度の請求が円滑に行われるようにするために、雇用者側に、次のような措置を取りなさいということで研修や相談などをやるようにということが求められています。

この辺のまとめ、まとめた説明、なかなかしにくいです。先程のいわゆる子看と呼んでいましたが、子どもの看護のことが一つ。それからもう一つは、最近の流れで介護両立支援制度というものをしっかり引くということが求められているので、おそらく区役所職員もそうだと思います。それとの並びで、教育職員、幼稚園の教育職員についても、入れるという趣旨だと思われます。

この辺、そういうことで認識していますので日程の関係で、次の教育委員会の日程になりますと立案請求がぎりぎり間に合わないものですから内容がこの通りかどうかの確認等々をいたしまして、その上で、もし宜しければ私の責任において、一旦決裁をさせていただいて、立案請求をさせていただいて、最終文案はこうでしたということを次回の教育委員会でご報告させていただきたいと思いますが、宜しいでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

それでは了解をいただきましたので、この件についてはそのようにさせていただきたいと思います。

何で遅れたのかということを確認しました。今日間に合っても良かったようですが、どこぞの区から人事委員会の素案に対して、いろいろ意見が出たらしいので、もしかすると我々はこちらなのではないかと思って、今この資料を用意していますが、若干異なる可能性もあります。

その場合、その点についても含めてご報告したいと思います。そんなに大きい違いはなく、基本的に子どもに対する看護等を拡充しようという意図と、最近、介護のせいで仕事を離れるということが社会問題になっていますので、それを防ぐということであることは間違いありません。

では、細かいことについては、次回また確認をさせていただきます。

それでは、第4号議案と今の次回の話になりますが、議案についてはここまでとさせていただきます。

(委員全員異議なし 第5号議案了承)

(3) 協議事項第1号 令和6年度幼稚園修了式、小・中学校卒業式祝辞(案)について
金子教育長)

続いて、協議事項1号に参ります。令和6年度幼稚園修了式、小・中学卒業式の祝辞(案)、前回に引き続きの協議でございます。説明をお願いします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

幼稚園の修了式祝辞です。去年から特に大きく変えたところがありますか。私からの質問です。

指導課長)

大きくは変わっておりません。内容の流れなどは同じです。

金子教育長)

そうですね。

指導課長)

ただ、頑張ったこと、頑張ったことと2回も出てきていますので、その辺は直していきたいところですが、その頑張った内容に関しては、簡易にしております。

金子教育長)

少し縮めているということですか。

指導課長)

はい。

金子教育長)

皆様方からご質問、それからご意見、是非承りたいと思います。いかがでしょうか。

富士原委員。岩井委員も宜しいですか。

事前に聞いたときに、当番活動で通じますということでした。それから、運動会は分かりますが、子ども会というのは何をする会ですか。

指導課長。

指導課長)

地域によっていろいろありますが、生活発表会ですとか、小学校で言うところの学習発表会に近いものです。これも幼稚園用語なので、新井委員が一番ご存じだと思います。

金子教育長)

新井委員、宜しいでしょうか。

新井委員)

その通りです。

金子教育長)

では、これで子どもも分かる、先生も分かるし、保護者も分かるということですね。

新井委員)

少なくとも、豊島区の幼稚園はみんなそうです。

金子教育長)

ありがとうございます。

指導課長)

当番活動も宜しいでしょうか。

金子教育長)

当番活動も大丈夫ですか。

新井委員)

当番活動と、特には言わないですが、実際に、ウサギの世話とか、いろいろなことで「当番ですよ」と言っています。当番活動という言葉ではなくても、当番なら分かると思います。大丈夫だと思います。

金子教育長)

「いろいろなお当番で頑張りましたね」ということですね。

新井委員)

そうですね。

金子教育長)

私は、当番活動が気になっています。

新井委員)

確かに、おっしゃる通りです。

金子教育長)

クラブ活動みたいですね。

新井委員)

部活のような捉えがありますが、子どもたちは分かると思います。

金子教育長)

前段は子どもに語りかけているところですよ。

新井委員)

そうですね。

小学校に上がっていくので、むしろ活動的な言葉を使ってもいいかもしれないです。

金子教育長)

少し背伸びして。

新井委員)

そこは、指導課にお任せしたいと思います。

金子教育長)

分かりました。

おおむね宜しいという評価をいただきましたので、これで進めさせていただきたいと思

います。

これは、全体もう一回やりますか。これで決定ですか。

指導課長)

この後もし指摘があると思いますが、これで、幼稚園につきましても、赤で修正をさせていただいて、一度委員の方々にお送りします。その後、決定にさせていただきたいと思いますが、とても大きな修正がありましたら、もう一回やらなければいけないと思います。

金子教育長)

微修正であれば、今回のことを修正込みで決定したいということですね。

指導課長)

はい。

区長に出したいと思っています。

金子教育長)

そうですね。

引き続き小学校の方、お願いします。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明いただきました。いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。宜しいですか。

どうぞ、新井委員。

新井委員)

小学校のことですが、辻さんを書くのは結構難しいです。障害のある方を書く、記述するのは非常に難しいと思います。例えば生まれつき目が不自由なという表情などは、やはり配慮した表記だなと思います。適切な書き方をされていると思いました。

それから、教材として道徳の授業で扱ったものを上手くモチーフとして、刷り込んでいくということも、良い祝詞になっているのではないかと思います。

金子教育長)

ありがとうございます。

指導課長。

指導課長)

すみません。何回も見直したつもりですが、2ページ目です。30、29行目のところで、毎年、指摘される場所です。こちらから「夢がきっと見つかります」とか、「つかむことが出来ます」と言い切る、責任のない言い切りは配慮して書き直したいと思っております。

金子教育長)

例えばどういうことですか。

指導課長)

新しい夢が見つかることでしょうか。

2文続けて、言い切りになっているので、直そうと思ったところです。

金子教育長)

予言者になっていますね。

新井委員)

教育委員会の立場としては、強く言い切ることも必要かと思えば……。

指導課長)

どれか言い切ります。

金子教育長)

出来るはずだと。こちらは、出来るように支援する立場ですからね。

他にございますか。

今のところ、今おっしゃった点でよろしいですか。それから、直せという意味ではなくてご紹介だけすると、東京音大に通われていた方なので、私はお母さんにも実際会ったことがあります。区のいろいろなものに参加いただいたりしました。あの頃辻井君は、親子で雑司が谷を散歩されていました。

そのような関係もありまして、最初それで選んでいるのかと聞いたら、そうではなくて、教科書に載っていたということでした。そこは偶然だったようです。

一々書く必要はありませんが、本当は、本区に非常にゆかりのある方です。

新井委員)

すみません。

金子教育長)

どうぞ、新井委員。

新井委員)

在住されているのですか。

金子教育長)

在住されていると思いました。区民として、1月1日号の新年号に、私が広報課長だったときに登場していただきました。ご本人が忙しくて、海外に行ってらっしゃるので、当時の高野区長がお母さんに自由学園明日館の中でインタビューされて、新年号をつくりました。

新井委員)

でしたら、もしいらっしゃるのであれば、本区にお住まいのということ。

金子教育長)

そうですね。確認しないといけません。

教育部長)

転居しているかもしれませんので、確認しなければいけません。

富士原委員)

ゆかりのあるとか。

金子教育長)

ゆかりのある。それも、もし住んでいないとすると、卒業されたので、大学がありましたねというだけです。

ですから、一応、その辺を調べなければなりません。

指導課長)

結局、学校もつくばの盲学校に通われていました。もしかしたら、当時から復籍とかあったのかもしれませんが。そこまでのことが確証が取れていないので書き出すことは出来ていません。

教育部長)

ネットで調べれば豊島区出身とか書いてあるかもしれませんね。

指導課長)

そうしたら、豊島区出身のとか、ゆかりのあるとか。

金子教育長)

東京音大は、今かなり目黒の方に行っていますが、こちらに全部あった頃に卒業されています。東京音大を出られたということは間違いないです。それははっきりと覚えています。

岩井委員、どうぞ。

岩井委員)

すみません。一つ宜しいですか。

6年生が道德の時間に学習されたということですが、その教科書のコピーなどもしありましたらお借りしたいです。後で読ませていただきます。

金子教育長)

では、その関係で何かありましたら、後程でも結構ですので、ご意見賜ればと思います。取りあえず、今日のところは宜しいですか。

先程、自らおっしゃっていた断言的なところを少し緩めていただいてということの上で、もし何か後日ありましたらご連絡いただければ、反映出来るものは反映してと考えています。その上で、連名ですので区長にも見てもらって、何かご意見があれば、変わる可能性はあります。

それでは、小学校については、一旦ここまでにさせていただきます。では、中学校、お願いします。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

感想ですが、今さらながら振り返って、小学校の方では、6年間はこうでしたねということであっさりコロナウイルスにも触れていますが、令和になった子どもたちということ

でいうと、6年間ありましたから、この子たち小学校は丸かぶりです。大変になって、そこから脱出してきたという経緯を丸々体現しているのですね。この中学3年間はどうかだったのかと今少し振り返ってみて、当然緊急事態は終わって、5類になったのは途中ぐらいからということで、とにかく緩んできた中で、ようやく取り戻してきた3年間だったという、コロナ関係をもし5、6行目のところに書くとしたら、どう書くのかなと思いながら読んでいました。無理やりやらなくてもいいですが、定番の言い方になっているので、これはこれでいいと思いながらも、子どもの立場からすると、コロナをどのように捉えていたかということが、少し気になっています。

何かご質問、ご意見ございますか。宜しいですか。

指導課長。

指導課長)

コロナに関して、小学校は本当に丸々その中であったことなので、少し書きました。

金子教育長)

そうですね。

指導課長)

昨年度まで中学校の方にも、そのようなところを頑張ってきましたねというアナウンスがありました。

おそらく、この子たちは、1年生の5月に解除されているので、字数ではないですが、少しその分を内容の方に持っていました。

金子教育長)

微妙は微妙ですね。

指導課長)

はい。

金子教育長)

分かりました。ありがとうございます。

指導課長)

中学校は、今回削除したというのが。

金子教育長)

理由はよく分かりました。いいと思います。

ただ、実態としては解除されて、すぐに日常は戻ってきていなくて、大人たちが非常に慎重でしたので、地域のお祭りなども、私の感覚でいうと、完全復活しているのは、ようやく今年度ですね。それまでは子どもも集まらないし、行かせる方も慎重で、開く方も食べ物などだしていいのかというような形で、とても慎重でした。

ですから、完全に町の祭りや学校主催に限らないイベントなどが戻ったのは、令和6年度だというのが私の印象です。

ただ、とてもゆっくり戻りましたので、急激に何か駄目になったところを中学で

は、経験していないという意味ですね。小学校では経験しているはずですが、中学校を評価するのも、そんなに強調しなくていいと思います。

それから、言葉遣いで、私の方から1点。

2ページ目の30行目、31行目です。「互いに支えながら歩む道の先には、明るい未来が切り開かれていきます」は、少しまどろっこしい言い方なので、何か上手い解はないかと思いました。

皆さん、いかがでしょうか。

新井委員。

新井委員)

体操団体を取り上げて、そのチームワーク、声かけをして、一人ではない、みんなで助け合って成果を高めようという、その意図がよく分かる文章になっていると思います。最後も、「一人では乗り越えられない。みんなでね」という、とても印象に残る文章だと思います。

逆に、あまりチームワークが苦手な子にとってはつらいところもあるかもしれません。ただ、それは置いておいて、やはりみんなで声をかけて頑張っていこうという趣旨だろうと思いました。これはそれなりの立派な文章だと思います。

それから教育長がおっしゃった、4行目あたりの、今、世界全体が大きな変化にある中ということは、一見分かるようで非常に抽象的な文章なので、例えばコロナの落ち着きとか、そのようなニュアンスのものが入っていくと、世界全体の大きな変化とは、何だろうということで意外と抽象的ではないですか。もし変えるのであれば、その辺を工夫してみるというのも、手かなと思いました。

確かに、おっしゃる通りで、全て今年ぐらいからが平準化されているという気がいたしますので、最初の入学した頃は、まだまだみんな疑心暗鬼で、手探りでやっていた学級活動も100%ではなかったと思います。その辺のところも加味するといいのかなと思いました。

ただ、トーンとして、本当にこれを選ばれたことは、素晴らしいと思いました。

早めに、これを送ってあげると校長たちが喜ぶのではないかと思いますので、是非お願いしたいところです。

金子教育長)

こだわるわけではありませんが、今、新井委員がおっしゃったことを聞きながら、やはり小学校3年ぐらいのとき、この子らは学校に行けませんでした。というのは、ここでそのことをぐりぐり言う必要はありませんが、そのようなことを経て、中学校ではいろいろなことがだんだんと出来るようになったというような、良かったねということを書いてあげたいという気持ちはあります。

それと、いつだったか分かりませんが、このようなメッセージを出したときに、「私たち豊島区と豊島区教育委員会は、ずっと応援し続けますよ」ということを締め言葉とし

て言ったような気がしています。ですから、何かあなた方の未来は明るいよというように、「じゃあね」というのもいいですが。何が言いたいかというと、先程、新井委員も触れられたことが、私も少し気になっています。必ずしも中学校の中で、仲間が出来たかどうかは人それぞれです。それから高校に行ってもそれはよく分からないところもあります。ですが、一方的ではありますが、我々はずっとあなたのことを応援していますよという言い方は出来ると思います。

いろいろな人がいるので、支えなんか要らないよとか、そのように考えない子もいるかもしれません。「でも私たちは応援しているよ」という言い方もあると思いました。前に、そのようなことを書いたような気がします。記憶違いかもしれません。

他にいかがでしょうか。

気になるところはありますか。

岩井委員もいいですか。

岩井委員)

はい。

金子教育長)

では、意見として受け止めていただいて、考えていただければと思います。

指導課長。

指導課長)

すみません。一つ訂正させてください。この子どもたちが中学校2年生の5月からでしたので半分ぐらいはということです。先程、新井委員からご指摘いただいたように、この変化にある中で具体的に書く中で入れられるのかなと思います。昨年度までのように、3行、4行使うようには、考えてはいません。

支えについては、これも私たちの指導課で議論したところですが、入れたバージョンを1個つくってお送りしたいと思います。今後ですが校長、園長には、どのようなテーマでどの題材を使うかということまではお知らせしております。この後、本物を送れるのが、区長が承認した後になりますので、まずはテーマだけは告げて、特に校長たちから何も意見はないと思いますが、一応そこまで進めますので、早急に、赤を入れてお送りさせていただきたいと思います。また何かご意見ございましたらお寄せいただければと思います。宜しくお願いします。

金子教育長)

宜しいですか。

それではそのような段取りで進めさせます。

紙の一番後ろに修正の有無、2月3日までにと書いてありますので、宜しくお願いします。

それでは、一部修正が入るかもしれませんが、本協議につきましてはこれまでとさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(4) 報告事項第1号 令和7年度周年式典の日程について

金子教育長)

続きまして、報告事項第1号、令和7年度の周年式典の日程につきまして、お願いします。

庶務課長。

<庶務課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ございますか。宜しいですか。

5件ということでございますので、宜しくお願いいたします。

それでは、報告については、了解をいたしました。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(5) 報告事項第2号 令和6年度第3四半期における後援名義使用承認について

金子教育長)

続きまして、報告事項第2号、令和6年度第3四半期における後援名義使用承認について、説明をお願いします。

庶務課長。

<庶務課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、了解とさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(6) 報告事項第3号 「小1の壁」対策の実施について

金子教育長)

続いて、報告事項第3号へ参ります。「小1の壁」対策の実施について、説明をお願いいたします。

放課後対策課長。

<放課後対策課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。宜しいでしょうか。

新井委員、どうぞ。

新井委員)

大変素晴らしい取組だと思いますので、是非全校に向けて進めていただければと思います。大きな事故とか事件がないからいいようなもので、実際、ちまたでは通り魔的な犯罪が多いので、子どもたちの安心を守っていただけるこのような取組は大変価値のあること

だと思いますので、是非お願いしたいと思います。

金子教育長)

どうぞ、岩井委員。

岩井委員)

新しい取組をありがとうございます。駒込と清和のルートを押見しましたが、私は、近所ですので、これは実際に歩いて道を探してくださって、暗いとか、少し鬱蒼としているとか、ちょっとした危険が潜んでいそうなところをルートにさせていただいたと感じています。感謝申し上げたいと思います。

金子教育長)

ルートですね。

他にございますか。

それでは、評価もいただきましたので、4月以降の全校実施に向けて、またご報告をしていきたいと思います。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

金子教育長)

以上が公開の審議でございます。大変申し訳ございませんが、委員会につきましては、非公開ということにさせていただきます。宜しくお願いいたします。

<傍聴人退場>

(7) 第1号議案 豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例の立案請求について

(時限秘、R7.6月現在公開)

金子教育長)

では改めて、審議に戻ります。

次が、第1号議案、豊島区教育委員会の委員の定数を定める条例の立案請求につきまして、説明をお願いします。

庶務課長。

<庶務課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

私から1問だけ。23区で5人以上になっている区は何区ございますか。

庶務課長。

庶務課長)

23区の状況でございますが、5人以上の教育委員がいる区は5区となっております。ちなみに弁護士を入れている区が9区となっております。

金子教育長)

プラスしていませんが、メンバーに弁護士がいる区は9区ということですか。

庶務課長)

はい。

金子教育長)

結構いますね。

ご質問、ご意見、最終的に我々のメンバーに加えるということで宜しいかどうかという決断をいただきたいと思いますが、いかがですか。

富士原委員、何か一言お願いします。

富士原委員)

こちらに出席させていただいて、トラブルがいろいろあるということと、トラブルの質も変わってきておりますので、法律の専門家が入れられるというのは良いことだと思います。

実際どういう事態が起きるか分かりませんが、例えば第三者委員会が何かで立ち上がったときに、皆様、見識はおありですが、法律の専門家はいないわけです。

第三者委員会から何か報告書が出てきましたというとき、ここに法律の専門家がいたときに、何か突き返すようなこととか、そのようなことが起きるようになるのかならないのか。

金子教育長)

そのような想定をしているのかということですか。

富士原委員)

はい。そのようなときにどうなるのかなと思います。

金子教育長)

いかがですか。何か認識がありますか。

庶務課長。

庶務課長)

想定されると言えば、今回いじめの重大事件を受けまして、第三者委員会のいじめ調査委員会から報告書がございましたので、そのような事態を受けて、最終的に教育委員の皆様で議論いただいて教育委員会の対処方針を決めるという流れがございます。反対意見なのかどうかというところは分かりませんが、議論いただいた中で、より適切かつ迅速に合意形成がなされるという期待を持っているところでございます。

金子教育長)

宜しいですか。

富士原委員)

迅速になるのかが分からず。

もしかすると何度も何度も第三者委員会のようなことが起きるのか起きないのか、そこは分かりませんが。

金子教育長)

第三者委員会がやるべき目的と内容と、それから教育委員会が判断すべき内容が異なるのかなということがありますので、教育委員会の中での仕切り方ではないかと思います。

絶対意見の違いが出ないとは断言は出来ませんが、その違いには意味があるでしょうからそこから酌み取って、このメンバーとしては、教育委員会としての案件を決定するということでございます。あるいは、今までの私達で気がつかないような、逆に第三者委員会にこのようなところを何でそのように判断したのかということを法律的な意味合いで聞いた方がいいというような意見があるかもしれません。そういうことは、あまり私たちの方からは出ないというか、法律上の専門家を尊重するしかないです。

富士原委員)

そうですね。

金子教育長)

他に、岩井委員いかがでしょうか。

岩井委員)

ここの中に、一人入っていただくということで、私自身も勉強になることが多いと思いますので、非常にありがたいことだと思います。

金子教育長)

新井委員、どうでしょうか。

新井委員)

おっしゃる通りで安心して進められるのではないかと思います。

金子教育長)

そうですか。

新井委員)

また、教育長がいろいろ裁くことも当然出てくると思いますし、委員会の中で上手く合意形成が出来る方であれば、助かるのではないかなと思いました。

金子教育長)

そういう意味では、人選そのものは区長からの人選になりますので、いろいろ配慮していただけるものと期待しております。

宜しいですか。

大澤委員も宜しいですか。

それでは本議案については賛成ということで提出をさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第1号議案了承)

(8) 第2号議案 組織改正について(時限秘、R7.6月現在公開)

金子教育長)

続きまして、第2号議案、組織改正について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

<庶務課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。組織改正についての議案ということですが、結論を出さなければいけないのは、5ページにある中央図書館の教育部への移行について、このような条件でというような回答の仕方についていかがかということです。

もう一つの照会がありまして、答えが書いてあるのは11ページ、文化財業務については、逆に区長部局へ移行するということについて、宜しいかどうかということをお問われております。

まず説明の中での質問がありましたらと思いますが、大丈夫ですか。かなり長い経緯の、最後に説明もありました。図書館については、戻ってくるという格好になります。それから文化財については初めて区長部局の方へ行くのはどうかというお話であります。

宜しいですか。

私から確認の質問をいいですか。改めて思ったのは、最後のページがよく出来ていて、地教行法が改正されたので、いわゆる事務だけ行きますというのではなくて職務権限自体が特例法で出来るようになりました。ただ、そのことで区長部局に現在行っているのは、スポーツに関することと文化に関するもののうち文化財保護を除くものが、区長部局の完全権限となっています。教育委員会は関与しておりません。

庶務課長)

あと生涯学習です。

金子教育長)

生涯学習は入っていますね。

社会教育もあるわけで、今回文化財保護法の部分、今、我々のところにあるのが執行委任で行きますので、そうすると、文化部一体として事務されますが、文化財は、法律上の規定としては、根っこはまだこちらに残っています。同じ文化で統一的に効果を現すと言いますが、少しこちらに残っているというような理解をします。それで大体合っていますか。庶務課長、宜しいですか。

庶務課長)

はい。文化財の登録指定については、教育委員会の権限が残るということです。教育委員会の中で諮って決定をしていただくというものになります。

金子教育長)

分かりました。さらに、その上で権限はもちろん残りますが、いろいろ機会を持って説明してくださいという、先程の回答にあったような、依頼文をつけているということです。

庶務課長。

庶務課長)

ちなみに、23区の状況をお伝えさせていただきます。

特例で、権限そのものも全て区長部局に移したというのは、渋谷区の1区のみでございます。

金子教育長)

今のは文化財のお話ですね。

庶務課長)

はい。文化財です。

今回、豊島区がやろうとしている補助執行で権限を残しつつ、事務処理を区長部局の方に移管するという区が7区ございます。

金子教育長)

中央図書館が、教育部に移行になるということについてはいかがでしょうか。賛否を問いたいと思います。あるいは、そのことで何かありましたら。

どうぞ、新井委員。

新井委員)

まず、この移行については非常に受け入れられます。大賛成です。お伺いしたいのは、学校に司書教諭というものを置いています、活用状況は分かりますか。

金子教育長)

現状ですか。分かる範囲で指導課長お願いします。

指導課長)

司書教諭の配置状況ですか。

新井委員)

配置と活用です。

指導課長)

まず、司書教諭の配置については、各校1名入れることということなので、入らない学校について、東京都に次回の異動で解消したいということをお願いしているところです。司書教諭の主に活用出来ている学校の事例ですと、やはり図書館司書との連携の窓口というのが多いですが、司書教諭の資格という単位を取って持ってきてはいるものの、その仕事の中身というところが明確に指示されていない学校においては、自分もどう立ち回っていいかわかりません。小学校で言うと図書委員会の先生にとどまっています。中学校ですと、教科で割っていますので、そこを繋げられません。自分が国語科だとしたら国語科としては上手く繋がっていますが、学校全体としての図書のいうところは、やはりこの司書教諭にだけ期待をしてはいけない、校長の思いだとか、その使い方というところがやりくりで、きちっと使われているかどうかということの違いが出てきていると分析しております。

金子教育長)

課題があるようですが。

新井委員。

新井委員)

よく分かります。基本的にそうだろうと思います。人的にも、人材はなかなかいないわ

けです。それから隠れ司書教諭というのも実際にはいて、なかなか手を挙げない先生もいたり、分かっているも持っていませんということかもしれません。それで指名を受けないということもあると思いますが、いずれにしても中央図書館が、教育委員会に入ってくるということは、その学校の図書館の活用については、一つ大きな動きが取れる可能性があるということです。必ずしも同じ教育委員会に入ったからといって、教育の中で連携が取れるかというのは、分かりませんが、少なくとも学校については、ある程度レファレンスの在り方、不登校の在り方、そういった幅の広い関わり方として活用が出来るだろうと思います。指導課も当然連携しなければいけないことだと思います。そういったバリエーションに富んだ活用が出来るのではないかなということで非常に期待が出来るものだと思います。

図書館の活用自体は、いわゆる情報センター化ですから、もちろん本を読ませるというわけではなくて、ＩＣＴを上手く使っていく、それから本を読む、いろいろな情報のそのリソースを上手く使うということの一石を投じられる部分になると思います。ありがたいと思います。

それから、あともう一つ、本ですね。配架の問題があって新しい図書についての予算取りは図書館にはお願いしたいところだと思っております。

結論から言いますと、大変良い流れになってくると、私自身は捉えております。

金子教育長)

６ページあたりの移管に関しての要望も含めて宜しいということで理解していいでしょうか。

新井委員)

はい。

金子教育長)

岩井委員、いかがでしょうか。

岩井委員)

大変結構だと思います。

図書館になりますと、そこに本だったり情報を求めてくるいろいろな方にとっても工夫がされていると感じます。これからも、まちづくりとか地域コミュニティなどの役目もありますので、そちらの方でも大変期待が持てることだと思います。

金子教育長)

富士原委員、宜しいでしょうか。

富士原委員)

私も実は質問ありました。新井委員と全く同じことです。

情報として伺ってみたいと思っていて、今お答えいただいたので、改正理由で学校教育と図書館司書の連携強化を図るためと書かれていますが、やはり核になるのは司書教諭で、学校司書が来たから子どもの読書率が上がったという例もありますが、おそらくそんなに

長続きはしないです。一瞬は、目新しい何かで利用率が上がりますが、やはり学習センターとして使うには、率直に言うと図書館司書だけを配置したから活用が増えるということではなくて、新井委員がおっしゃったように、司書教諭がカリキュラムの中で図書館をどう活用するかという中核を担ってもらわないと、おそらく学習センターとしての活用は進まないと思います。私も新井委員と一緒に、学校教育と図書館司書の連携強化の中に、司書教諭というものをきちんと豊島区として位置づけて、学習センターとしての機能をしてもらおうということを意識していただきたいということを改めて強調した上での移管には賛成でございます。

金子教育長)

分かりました。この要望は区長部局への要望なので、今のお話は教育委員会自身にという理解で宜しいですね。

富士原委員)

そうです。

金子教育長)

他にございますか。大澤委員も宜しいでしょうか。

大澤委員)

はい、結構です。

金子教育長)

それでは、中央図書館の移管に関しては、まず結論としては宜しいということ、それから要望についてもこれ以上、特にプラスということですので、ありがとうございました。別途、教諭の話はございますので、それはまた別件ということで検討してまいりたいと思います。

いずれにしても、私も一言だけ言いますと、巣鴨図書館と清和でやった、抜群に図書の読書率が上がったという事例はもう明確に出ています。あのときも学校の図書室にずっと常駐しないと駄目なのではないかと思っていたところ、そうではないやり方でした。とても良い効果がありました。学校側がとても熱心だったということも、もちろんあります。

富士原委員)

そうですよね。

金子教育長)

両方がないとおそらく駄目だったと思いますが、そのような事例があつてということを経験すると、大変ありがたい、時宜を得たものだと思います。一方で、ここではあまり触れていませんが、図書館も建物が古くなってきて、中央図書館はまだですが、一つの図書館は完全に改築になるというタイミングです。それから、もう一つ、上池でしたか。全面改修をしますが、かなりがらっと装いを新たにすることです。

教育委員会にある、ないにかかわらず、当然大人の方々が生涯教育として使われる施設

ですから、いろいろな観点からのスペースが出来ています。特に子どものためのスペースを考えてくれたり、騒いではいけないという図書館ではなくて、騒いでいいスペースを用意するというような流れになってきているようですので、大いに教育部になって期待を持てると思います。逆にいろいろなおじさんたちが新聞を見に来るのも扱わなければいけないので、きちっと教育委員会として確認するということが必要になってくると思います。

では、これについては了解ということで宜しいでしょうか。

中央図書館の教育部への移行については、案の通り、回答させていただきたいと思います。

もう一点です。文化財業務の方についてはいかがでしょうか。

宜しいですか。

私はこのぐらいの表現でいいのかなと思います。変える必要はありませんが、私の言い方で言うと、全国的に問われているのは、保存と活用だと思います。そのような法律の、立てつけもそうですし、大体新聞に出てくる言葉は保存なのか活用なのか、いや、両方だということで様々な事件が起きたり対応が図られているというのが今、全国の文化財行政の一番大事なところかと思っています。

そういう意味で、この変更が、豊島区は保存からむしろ活用の方にかじを切ったというように思う人もいるのかと思いながら文面を読んでいました。言葉を使っていないので、その辺は逆に慎重にやっているのかなと感じましたが、そのような論点を知っている人からすると、「豊島区は保存を諦めたんですか」「いや、そんなことはありませんよ」ということがきちっと書いてあるから良かったと思うと同時に、逆にせっかくそういうことで、いろいろな今既にやっている文化行政の方と一緒にするのであれば、大いに宣伝をしてもらって、この間も椎名町の発掘現場に子どもらが行って穴まで入ってとても喜んでいました。あのようなことは、教育委員会ではさっと出来ませんが、もっともっと多くの大人たちに、この大事さを分かってもらえないと、調べなければならないものと一緒だと思います。この5年間痛感いたしました。豊島区の宝は、知られてないものが多いですね。そうすると、どうでもいいのではないかということになります。あるいは一見かわけだから、「こんなもの何の価値があるんだ」ということが平気に言われます。そうではなくて、それはこういう意味ですよということを一生懸命宣伝することが活用につながると思います。自由学園も頑張ってもらっていますが、あのような建物の実際の利用というだけではなくて、いろいろな品物などについても、是非是非頑張って活用宣伝していただくことで保存が進むと私は思うところから、この議案については賛成いたします。

いかがでしょうか。

富士原委員、いかがでしょうか。

富士原委員)

私も基本的に、法律も変わったということもあって、異存はございませんが、同意する際に、以下の点が担保されるということとはとても大事かと思っています。まだ豊島区のコ

とをよく分かっていませんが、全国的に見れば、もちろん物の文化財もありますが、無形文化財という祭りとかそういう部分もあります。無形文化財を保護するには、学校などが直接関わらないと、おそらく継承されていきませんので、そのような意味では、普及啓発だけではなくて、教育委員会が積極的に関わり続けるという意味は大きいのかなと思います。その点に、もし無形文化財があればですが、そのようなところに留意していただければと思います。

金子教育長)

おっしゃる通りです。

貴重なご意見ありがとうございます。これは、記録に残ると良いと思います。

長崎獅子舞という無形文化財があります。

長崎小のあたりに、長崎村というのが昔からありまして、江戸時代から続いています。病気に対して改善するためのその踊りを長崎神社に奉納したところ、みんな治ったという伝説つきです。

その長崎獅子舞というのが一旦壊れそうになったことがありました。非常に珍しいと言われているものがありますが、物だけあっても、結構踊りが分からなくなってしまうです。

富士原委員)

ええ、そうですね。

金子教育長)

一旦世代が来まして少なくなったところ、長崎小学校で今も続いています。学年を選んで踊りを教えるということを行っています。6年生だったかな、大体1年に一、二回のイベントでふんごみといいますが、一番簡単な踊りを小学生たちが踊れます。

その中からプロというのは違いますが、きちんと続ける子が出てきて、今大学院生を卒業して、社会人としています。

リーダーをやっているのは元長崎小の小学生です。

富士原委員)

すばらしいと思います。

金子教育長)

恐らくそれがもしなかったらと考えると、もう途絶えていた可能性もあるのかなと思います。アーカイブだけが残っているということもあり得たかもしれません。

非常に重要なご指摘だと思います。記書きの(2)の方で、一応それを読み込むかなと思っていますし、何より学校の方で頑張らなければいけないことかと思っています。

岩井委員、いかがですか。

岩井委員)

まさに、おっしゃる通りで、そのようにして繋げていただいて。長崎獅子舞は、学校でももちろんですが、地域の方も一緒になってお父さんの会とか、いろいろな方がしっかり繋いでいってくださっているの、私ども、区内の文化財としては誇らしいという感

じで見えています。

金子教育長)

新井委員も宜しいでしょうか。

新井委員)

特にはございません。

金子教育長)

大澤委員もいいですか。

では、回答文についても特に付け足し、あるいは削除ということもございませんでしたので、二つの回答案については、このまま了解をさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第2号議案了承)

(9) 第3号議案 豊島区附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の立案について(時限秘、R7.6月現在公開)

金子教育長)

それでは、第3号議案に参ります。図書館から豊島区附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いします。

図書館課長。

<図書館課長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

移管に対しては、先程、おおむねのところは、それを具体化するための条例改正ということでございまして、文化商工部から総務部への請求ですが、教育委員会として、それを認めるかということでやるようでございます。

宜しいでしょうか。

それから、図書館経営協議会のところに新井委員に入っていると思いますが、これについては今日別に決定しなくてもいいかなとは思っています。どのように今後やっていくか、諮問、答申になるのか、諮問、答申ではないにしても、教育委員会の言わば下部機関として、検討するところに教育委員が入っているという形でいいかどうかということがあります。逆に言うと、図書館経営協議会から出てきたことについて、最終決定するのは区長ではなく、教育委員会だということになりますから、そういう意味での二重権限の問題があるかもしれませんので、よく検討してもらって、そこは整理すればいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

他に何かございますか。

ご質問、ご意見がなければ、了解とさせていただきます。それでは、このように提出させていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第3号議案了承)

<非公開>

(10) 報告事項第4号 令和6年度学校におけるトラブル・事故について（1/8～1/20）

金子教育長）

それでは、最後の非公開案件です。報告事項第4号、令和6年度学校におけるトラブル・事故についての報告をお願いします。

指導課長。

個人が特定され得る情報を含む案件のため非公開

（委員全員異議なし 報告事項第4号了承）

金子教育長）

予定の案件は終了ですが、何か他にございますか。宜しいですか。

第1回の教育委員会臨時会につきましては、これで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

（午前11時55分 閉会）